

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)修正案
1		(使用資格) 条例第8条第1項及び第2項 (使用料) 条例第12条	<p>改正の趣旨、「当市以外の会館利用者」(以下市外者)の入館及び浴場利用の有料化である。</p> <p>問題点 ①入館利用について 素案では当市居住者、当市企業に勤務者に入館料金は無料とある。税の公平性という観点から線引きしたと考えるが、後段において「市長が認めた者はこの限りに非ず」これは市外者は有料としながら「市長が認める者」との整合性が無い。当市企業に勤務する市外者は住民税を納入しておらず、市外者を認める根拠理由が不明である。細則、附則等に定めるだろうが本文条例化する前に「市長が認める」とした項目基準を事前に列挙し明らかにしておく必要がある。道路一本の市境で仕切る事は友達を失くしてしまう、残念なことだ。</p> <p>②浴場料金について 本会館が建った時代とちがい今は全家庭に自家風呂が設備されている。この事から風呂のサービス提供は維持(費用)、管理等からこの際廃止にしたらと思う。</p>	<p>①入館利用について 老人福祉センターを使用できるものを、条例第8条第1項で市内に住所、居所又は勤務地を有する60歳以上の者又は老人クラブ会員としています。同項の規定では近隣にお住まいの市外居住者は使用資格がなく同センターを使用することができないことから、第2項により第1項の規定にかかわらず60歳以上の市外居住者に使用させる事ができるように規定しています。ただし条例第12条により、第8条第2項に規定する60歳以上の市外居住者は有料としています。したがって同センターは市外居住者も使用できますが、有料となる事を規定しています。</p> <p>市内に勤務地を有する市外居住者の税負担の考え方については、市税には住民税の他に企業が納める法人税があります。したがって、その勤務者は間接的に市に対しての納税者となります。</p> <p>「その他特に市長が認めるもの」とは、使用資格者を介助するもの、及び使用資格者を対象とする事業を開催するもの、またはそれらと同様と判断できるものを指しています。</p> <p>②浴場料金について 老人福祉センターの設置根拠である「老人福祉法」では設置すべき設備として浴場を規定しています。また、現状では非常に需要が高く同センター設備の目玉ともなっています事から、浴場の設置については継続いたします。</p>	修正なし	